

32 水道施設の災害時における発動発電機の貸借に係る協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と(株)アクティオ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は災害時において、甲が管理する水道施設の電力供給が停止した場合、乙は所有する発動発電機を優先的に貸出し、早期に給水機能の回復を図ることを目的とする。

（優先的貸出し）

第2条 災害時において、乙は甲の指定する発動発電機を優先的に貸出すものとする。指定する発動発電機は別紙のとおり。

ただし、運搬については甲が協定する鶴岡管工事協同組合が行う。

（費用の支払）

第3条 発動発電機の優先的貸出しに係る費用は甲、乙協議のうえ決定した単価に基づき積算し、甲は請求日から30日以内に乙に支払うものとする。

（連絡責任者の選任）

第4条 災害時における正確な情報伝達を期するため、甲及び乙は連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第5条 乙は甲の指定する発動発電機の所在について、甲の求めに応じて報告するものとする。

（疑義等の解決）

第6条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議するものとする。

平成22年7月1日

甲 鶴 岡 市 長

乙 (株)アクティオ代表取締役